

## 滋賀県産後ケア事業実施要領

### (目的)

第1 滋賀県内の産後ケア事業は、母子保健法に基づき出生後1年まで母親が身近な地域で安心して育児を行い、子どもが健やかに成長できるよう、母子への心身のケアや育児等の支援を目的とする。

### (実施主体)

第2 本事業の実施主体は滋賀県内の市町とし、各市町の状況に合わせて実施を行うこととする。

### (利用対象者)

第3 初産、経産を問わず出産後1年以内の女子(里帰り出産をしている産婦や死産・流産を経験した女性を含む)、及び新生児・乳児であって市町が本事業の利用が必要と判断した者。ただし、次の号に該当する者は対象から除外する。

- (1) 母子のいずれかが感染性疾患(麻疹、風疹、インフルエンザ等)に罹患している。
- (2) 入院加療の必要がある。
- (3) 心身の不調や疾患があり、医療介入の必要がある。(ただし、医師が産後ケア事業での対応が可能と判断した場合はこの限りでない)

### (実施施設の届け出)

第4 本事業を実施する施設は、産婦人科医療機関、小児科医療機関、助産所、その他に事業が実施可能な施設とし、別に定める滋賀県産後ケア事業施設基準を満たす施設とする。

- (1) 本事業を実施する施設は、本要領における内容を満たす施設として、滋賀県産後ケア事業実施施設基準により、県にその内容について様式1を用いて届出すること。
- (2) 県は(1)の届け出を受けた場合、妊産婦ケア検討会の意見を受けて、内容を満たし、条件が整っている施設について、一覧にして県内市町に情報提供を行うこととする。
- (3) 実施可能施設の届出は、滋賀県産後ケア事業実施施設の状況調査と併せて毎年実施することとする。
- (4) 本事業の廃止(休止)、もしくは実施事業の変更を行うときは様式2,3を用いて届出すること。

### (事業内容)

第5 本事業は、第3条に規定する母子に対し、次の各号に掲げるサービスを実施するものとする。

#### (1) 短期入所(ショートステイ)型

医療機関や助産所等において、利用者を短期入所させ、休養の機会を提供するとともに、下表の区分に基づくサービス内容の提供により、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施するとともに、育児に資する指導等を実施すること。

#### (2) 通所(デイサービス)型

医療機関や助産所等において、来所した利用者を日帰りで施設利用させ、下表の区分に基づくサービス内容の提供により、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

(3) 居宅訪問（アウトリーチ）型

実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

区分	サービス内容	
短期入所（ショートステイ）型 （利用期間は、原則 7 日間以内。）	原則、利用開始時刻から 24 時間以内の利用を 1 日とする。ただし、利用者の希望を踏まえ、入所及び退所時間は事業者が変更可能。	個人のニーズに合わせて①~④のケアを組合せる ①産婦への保健指導・栄養指導 1) 保健指導（産婦への身体的ケア） 2) 栄養指導 ②産婦の心理的ケア ③適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）
通所（デイサービス）型	原則、8 時間を実施時間とする。	④育児の手技について具体的な指導及び相談  *その他、必要に応じてオプション設定を行う  *医師の診察が必要な場合は、本事業の対象外
居宅（アウトリーチ）型	原則、2 時間を実施時間とする。利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。	*ケア内容は産後ケア事業ガイドラインに準ずる

(事業料金)

第6 産後ケア事業にかかる実施施設の料金は、表のとおりとする。

令和7年3月31日まで

	短期入所 (ショートステイ) 型	通所 (デイサービス) 型
一日あたりの金額	32,000 円	16,000 円

令和7年4月1日から

	短期入所 (ショートステイ) 型	通所 (デイサービス) 型	訪問 (アウトリーチ) 型
一日あたりの金額	33,000 円	17,000 円	8,000 円
多胎児加算 (1人あたり)	7,000 円	4,000 円	2,000 円

(その他)

第7 その他に必要な事項は、妊産婦ケア検討会にて内容の検討を行う。

付 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

- 付 則 この要綱は、平成29年6月6日から施行する。
- 付 則 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。
- 付 則 この要綱は、令和5年11月21日から施行する。
- 付 則 この要綱は、令和6年11月5日から施行する。